



情報ひろば



「パワー・デイ」参加者募集

～秋は運動の季節～

この機会に運動をはじめませんか？

対象者 市内在住の65歳以上の方で、介護保険サービスを利用していない方（介護認定を受けている方でも介護保険サービスを利用していない方は参加可能です。）

※一度パワー・デイに参加した方でも1年以上期間が空いている場合は再度利用申請ができます。

利用期間 10月～12月

実施場所 健祥会吉野川リハビリセンター
(川島町川島106-2)

☎26-3010 FAX26-3011

※見学も歓迎しています。

利用料 250円/1回

申請に必要なもの 印鑑

※申請書は、長寿いきがい課（本館2階）、各支所（川島・山川・美郷）、健祥会吉野川リハビリセンターにあります。

利用限度 各コース週1回

申請締切 9月12日(金)

利用コース・運動の内容

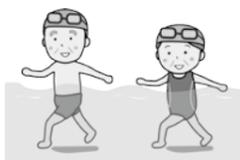
【水中運動（入門・向上）コース】

温水プールで歩行を中心とした水中運動

【マシントレーニング（入門・向上）コース】

トレーニング機器などを

使用した運動



問い合わせ

長寿いきがい課 地域支援係
☎22-2264 FAX 22-2260

人権課からのお知らせ

■2025年度第1回

LGBTQ コミュニティスペースのご案内

LGBTQ（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・クエスチョニングなど）の当事者を対象としたコミュニティスペース（交流会）を開催します。

とき 8月29日(金) 午後7時～8時30分

ところ 詳細は申込時にお伝えします。

(吉野川市内)

ゲスト コーディネーター

葛西 真記子さん

参加費 無料

申込方法 電話・FAX または Eメール

※秘密厳守

■2025年度第2回

LGBTQ コミュニティスペースのご案内

LGBTQ について理解を深めたい方を対象としたコミュニティスペース（交流会）を開催します。

とき 9月27日(土) 午後2時～3時30分

ところ 詳細は申込時にお伝えします。

ゲスト コーディネーター

葛西 真記子さん

参加費 無料

申込方法 電話・FAX・Eメール

または二次元コード

※秘密厳守



申し込み
二次元コード

問い合わせ
申し込み

人権課

☎22-2229 FAX 22-2247

Eメール jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

農作物の残渣は適切に管理してください

農作物を収穫した際には、茎や葉、野菜の残骸など（残渣）が畑に残りますが、そのまま放置してしまうと悪臭や虫の発生、野生鳥獣のエサとなり、周辺の生活環境やご自身の畑に鳥獣被害を発生させる原因となることがあります。

残渣が発生した際には畑にすき込んだり、もやせるゴミとして処分するなどし、長時間放置することがないように適切な管理にご協力をお願いします。

問い合わせ

農林業振興課 ☎22-2228 FAX 22-2237



こども未来課からのお知らせ



●「児童扶養手当現況届」の提出

現在、児童扶養手当を受けている方は、8月中旬に「児童扶養手当現況届」の提出がないと11月以降の手当が受けられなくなります。必ず期間中に手続きをしてください。

受付期限 8月29日(金)まで

提出場所 こども未来課（本館1階）

持参物 児童扶養手当証書（令和6年度受給対象者の方）

※支所では受け付けていません。

※状況に応じて、他に提出書類が必要な場合があります。

●ひとり親家庭医療費の助成が拡大されます

令和7年10月1日から父母の通院時の医療費も助成対象となります。（1カ月1医療機関につき1,000円を限度とし、一部自己負担あり。入院時における食事療養費は対象外）

対象者 児童を扶養しているひとり親家庭の父母とその児童。（所得制限あり）

公的年金（障害年金・遺族年金など）の所得状況で児童扶養手当が受給できていないひとり親家庭の父母とその児童。

申請を希望される方は、こども未来課まで問い合わせください。

●問い合わせ こども未来課 ☎22-2266 FAX22-2245

定額減税補足給付金「不足額給付」のお知らせ

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、令和6年度に実施した定額減税調整給付金（当初調整給付）の支給額に不足が生じる方などに、追加で給付措置を実施します。

対象 令和7年1月1日時点において、本市に居住し、次の①または②に該当する方

①当初調整給付の算定に際し、令和5年所得などを基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額などが確定したのちに、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方

（例：子どもの出生などで扶養親族が令和6年中に増えた方、令和5年中所得に比べ令和6年中所得が減少したことで令和6年分所得税額が令和6年分推計所得税額を下回った方）

なお、定額減税前の令和6年度分個人住民税所得割額と令和6年分所得税額の両方が0円（※）だった方は対象ではありません。

※令和6年分源泉徴収票の摘要欄に記載されている源泉徴収時所得税減税控除済額が0円または令和6年分確定申告書第1表の「(43)再差引所得税額」が0円の場合、定額減税前の令和6年分所得税額は0円です。

②次の要件をすべて満たす方

（例：青色事業専従者や事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方）

- (1) 所得税額および個人住民税所得割ともに定額減税前税額0円（本人として、定額減税の対象外であること）
- (2) 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう
- (3) 低所得世帯向け給付（令和5年度非課税給付、令和6年度非課税化給付など）対象世帯の世帯主・世帯員または当初調整給付の対象者いずれにも該当していない

不足額給付金の対象となる方には、支給額などを記載した確認書などを送付します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
二次元コード

●問い合わせ 定額減税補足給付金担当 ☎22-2219 FAX22-2247

